

翻 訳

メアリ・リンドン・シャンリー著、『フェミニズム、 結婚、ヴィクトリア期イングランドの法』

Mary Lyndon Shanley, *Feminism, Marriage and the Law in Victorian England* (Princeton: Princeton University Press, rep. 1993), pp. 11-19.

山口志保、山口みどり、吉永圭、石山文彦、河野良継

リベラルな理論家が夫の妻に対する権威を「自然な」ことだとみなすことができたのは、彼らが家庭を市民社会に先立って形成され国家の権威から独立して存在するものとして描いたからである。ほとんどのリベラルな理論家は、議論するまでもなく、社会契約の当事者が女性ではなく男性家長だとしていた。国家はこの社会契約によって生み出され、その美德は正義であった。他方、家庭は人間の性的魅力によって「自然に」生み出され、その美德は愛であった。このように、リベラルな政治思想は、家庭とは政治的世界のそれとは区別される美德と価値の場である、という考えをはじめから内包しておりそれを強めていった。そしてこの区別があったからこそ、平等と同意の諸原則には、女性が生活している私的な領域ではなく、公的領域にのみ適用可能であるかのような外観が施され、その力は弱められたのである²²。

ヴィクトリア期のフェミニスト達は、リベラルな政治思想の自由と平等に関する諸原則を用いて、家庭と国家、私的な領域と公的な領域が、概念的にも道徳的にも異なった秩序にあるという前提に対して急進的な挑戦をした。フェミニスト達は、公的な領域を支配すべき正義の諸原則が家族関係には適用されないという前提に立ってのみ、婚姻が妻の夫に対する法的従属を合理化できると論じたのだった。そして家族の一員であることによって、男性ではなく女性は公的領域から除外されるという前提に立ってのみ、女性の参政権剥奪は正当化されたのだった。女性が家庭でも政治でも服従しているという事実は、連鎖し強め合うものであった。既婚女性が家庭と国家の両方で夫と平等な権利を有する場合にの

²² Pateman, "The Disorder of Women", 20-34.より一般的な公的・私的区別については、Jean Bethke Elstain, *Public Man, Private Woman: Women in Social and Political Thought* (Princeton: Princeton University Press, 1981)を参照。

み、家庭も国家もはじめて正義の諸原則に基づいているといえたのだった。

女性の地位についての考えにリベラルな政治思想の諸原則をフェミニストは適用したが、既婚女性の従属についてのあらゆる源泉を明るみに出したのではなかった。活動家達はカヴァチャーという問題について奮闘したが、その関心は、階級やジェンダーに基づく分業や不正義をもたらした経済構造ではなく、むしろ配偶者の平等に関する法的前提条件に向かい続けた。婚姻法改正についての早期の提案者であるバーバラ・リー・スミスの政治活動についてバーバラ・テイラーが述べたように、「彼女はリベラルな思想の持主であったが、階級打破の信念は全く持っていないかった」²³。リベラルな（政治思想における）個人主義は、女性の従属について産業資本主義が果たした役割への批判をすぐさま示したのではなかった。また、リー・スミスや彼女の同世代の人々の多くは、資本主義の下で、ジェンダーに基づく平等をあらゆる経済階級の人々に達成するための作業組織の再構築に対して、ほとんど関心を示さなかった。次世代のフェミニスト達、すなわち 19 世紀終盤から 20 世紀初頭にかけて活動的となったフェミニスト世代は、そのフェミニズム思想に並行して社会主義的思想を包摂していたが、婚姻法改正にむけての奮闘で活動的な者のほとんどは、その憤怒を法的不平等に向けるばかりであった²⁴。【以上翻訳：山口志保】

ヴィクトリア期のフェミニストのなかで、家庭内での性別役割分業が対等な夫婦関係を阻んでいるさまを問題にした者もほとんどいなかった。フェミニストたちが領域分離を攻撃したのは、ほぼ男性限定とされていた諸組織に女性が加わる機会をもたらすためであって、男性の世界に自由に入り込むために、女性の家事責任をある程度免除してほしいと要求することもなかっただし、男性のより積極的な家事参加を要求することもなかつたのである。エメリーン・パンクハースト夫人は、多くのフェミニストを代弁してこう宣言した。

「この〔女性参政権〕運動に加わる女性のみなさんは、家庭での女性の務めをいささかなりとも犠牲にしなければならないと思う必要はありません。〔この運動を通して〕人類が生まれてから滅びるまで女性の義務であるものに、より大きな意義を付け加えているのだと感じられるようになっていくのですから。」²⁵ この言葉の意味していたのは、結局の

²³ Barbara Taylor, *Eve and the New Jerusalem: Socialism and Feminism in the Nineteenth Century* (New York: Pantheon, 1983), 279.

²⁴ 19 世紀終盤から 20 世紀初頭にかけての社会主義的理想的については、Olive Banks, *Becoming a Feminist: The Social Origins of First Wave Feminism* (Athens: University of Georgia Press, 1986, Jill Liddington and Jill Norris, *One Hand Tied Behind Us* (London: Virago, 1978); および Jill Liddington, *The Life and Times of a Respectable Rebel: Selina Cooper 1864-1946* (London: Virago, 1984) を参照。

²⁵ Mrs. Emmeline Pankhurst, "The Importance of the Vote" (London, 1913), Sandra Stanley Holton, *Feminism and Democracy: Women's Suffrage and Reform Politics in Britain, 1900-1918* (Cambridge: Cambridge University Press, 1986), 14 から引用。

ところ、子どものいる女性が家庭外で働くのは無理であるし、そのような女性があえて家庭外での雇用を見つけた場合には、二倍の仕事をひきうけることになるということだった。

こうした欠点はあったものの、ヴィクトリア期のフェミニストたちの努力で実現した婚姻法改正によって、夫婦の関係が著しく変わったことは確かである。というのも、既婚女性が財産を保有する権利を得ても男女の大きな経済力格差が解消されたわけではなかったが、女性は自分の財産を持つことができるようにならなければ、自分の意志と夫の意志とを効果的につりあわせることができないからである。同様に、母親が子どもたちの監護権を請求することを認める法律がなければ、そもそも多くの女性たちは、暴力的な夫の元を去ることを検討することもできなかつた。婚姻法に一貫して適用された平等原則は、夫婦間の力の不均衡を一気に取り除くものではなかつたが、20世紀半ばのフェミニストであれば「性の政治学」と呼んだであろうものarioうを確かに変えたのである。19世紀のフェミニストが勝ち取つた法改革は、女性解放の前提条件として不可欠なものであり、フェミニストたちは、女性の結婚生活における従属と国のなかでの従属との運動した性格を分析することで、フェミニスト理論に大きく貢献したのであった。

議会と婚姻法

本書で扱うフェミニストたちは、様々な運動を起こして議会に婚姻に関する法律を改正させていった。制定法改革に関する彼女たちの努力と成果は、簡潔に要約することができる²⁶。1850年代に、バーバラ・リー・スミスとランガム・プレイス・サークルとして知られるようになったグループのメンバーは、既婚女性の財産を男性の財産と同様に扱うよう議会に請願した。この請願が通る見込みがなくなると、彼女たちは1857年の離婚法に女性に有利な条項を挿入するように強く求めた。この離婚法には、遺棄された妻の財産を保護する条項が入ってはいたのだが、これらはフェミニストたちの望みにかなうものではなかつたのだ。1865年にジョン・スチュワート・ミルの庶民院議員選出を受けて政治運動が活発化すると、マンチェスター地域を中心とするフェミニストの一団が、既婚女性財産法と子どもの監護に関する母親の権利の拡大を求める運動を計画した。1870年と1882年の既婚女性財産法は、こうした努力に応えて制定された面もあり、既婚女性が自分の名前で財産を所有し、夫の同意なく遺言を作成することを可能にした。同様に、1873年と1886年の未成年者監護法は、母親に、未成年の子どもに対する監護を請求する一定の権

²⁶ 婚姻に関する制定法の変遷を研究するにあたり、裁判官が成文法を解釈する過程で発展した判例法や、人口統計や経済統計から測ることで議会が定めた法改正の実際の効果を分析することは、他の人に委ねるしかない。法が女性の結婚についての理解や経験にどれだけ影響を与えるかを示す、より完全な図を構築するには、このようなさらなる研究が必要になるであろう。

利を与えた。1870 年代に、フランシス・パウワー・コップは、虐待を受けている妻の法的保護を勝ち取る運動を行った。彼女の努力は 1878 年の婚姻事件法成立につながったが、同法と 1895 年の略式裁判権（既婚女性）法は、虐待や酷使を受けた妻が、地域の治安判事の裁判所で夫からの法律上の別居の決定を受けることができる事由を定めることで、離婚法における別居の規定を大幅に拡大した。

婚姻法改正の発議に伴う議会討論をみると、フェミニストたちが自らの信念を法律に盛り込もうとする上で直面した現実的な困難とイデオロギー上の困難の両方が明らかになる。活動家のほとんどは女性であり、その性別ゆえに、投票することも、ましてや議席を持つこともできなかった。フェミニストたちは、男性は家庭でも政治の場においても支配権を手放したくないのだと主張していたが、議会の討論からは、彼女たちが正しかったことがはっきりとわかる。「イングランドの各家庭に、夫と妻との権利・利害・法的存在を区別する原則を持ち込もう」とする婚姻法改正案はどれも、チェンバース氏の言葉では、「婚姻法を完全に無効にし、破壊しようと」脅かすものであった²⁷。改革者たちは婚姻法を大々的に破壊しようとしたわけではないが、カヴァチャーの諸規則が家庭の家父長の権威に与えた法的裏付けを取り除こうとしたのは確かである。多くの点で、フェミニストたちとその最強の反対者たちは、フェミニストたちとその味方の議員たちよりも、互いを理解していた。なぜなら、フェミニストたちと反対者たちは家庭内の権威について真正面から議論したのに対し、フェミニストに味方する議員の多くは、この問題を避けたからである。女性の権利という大義を擁護する庶民院議員たちの直面していた課題は、容易なものではなかった。彼らは同僚の議員たちに対してフェミニストの指導者たちの立場を代弁する必要があったし、また女性たちが直面していた困難を緩和するような法律を手に入れなくてはならなかった。これは必ずしも両立しうる目的ではなかった。婚姻法改正案を通すためには、議員たちはフェミニスト的な目的を二の次とし、時折、その法律の、より一般に受け入れやすい他の側面を強調したのである。【以上翻訳：山口みどり】

フェミニストの運動とは別に展開したイングランド社会におけるいくつかの大きな社会的・経済的動きは、婚姻法を改正しようとしていた立法者たちにとって助けとなった。不動産よりも動産を自らの富の基礎とする中流階級の台頭によって、女性の権利それ自体に何の関心も持ていなかった多くの男性が、既婚女性が自らの財産を扱えるようにする法律を支持するようになった。夫の財産から独立した何らかの経済的な安定を娘に与えるために、裕福な父親は娘が結婚する際に、信託すなわちエクイティ上の「特有財産」を設定す

²⁷ *Hansard Parliamentary Debates*, 3d ser., vol. 142 [10 June 1856], col. 1283 (以下では 3 Hansard 142 [10 June 1856], 1283 と表記)。

ることを常としていた。しかし信託を設定することは費用がかかったので、中流階級男性の一部は、エクイティという例外手続きを全ての既婚女性の財産に適用可能とする立法を支持し始めた²⁸。商人や債権者は、妻が自身の結婚前の負債について責任を負わず、如何なる債務を負うことなく夫の債権を担保にすることが出来るという、コモンローの規則によって引き起こされる法の混乱状態を除去することに強い関心を抱いていた²⁹。一部の男性は、妻の財産が夫の債権者の追及から免れることになり、仮に夫が破産したとしても家族を保護してくれると気づいた時、妻の財産に対する自動的な権利付与を断念しようと考えた²⁹。既婚女性が独立した行動を取れる能力生み出す推進力の一部はフェミニストの思想にあったのではなく、土地から動産への富の移行及び19世紀経済生活の不安定さにあった。

社会科学が発達し、貧困者、特に都市部の貧困者のニーズに対して意識が高まったことも、女性の地位を改善する議会活動を推し進めた。フェミニストたちにとって最も強力な同盟者の多くは社会科学振興協会の会員であった。議会活動を通じた社会改革の実践をする中で、会員たちはフェミニストたちの法的戦略を受け入れるようになった。更には、既婚女性の財産に関する法や暴力を振るう夫との別居を容易にする条項といったいくつかの改革法案は、「救済に値する貧困者」が自立して生活できるように助ける法案として見ることもできる。議会は労働者階級の妻の苦境に対する同情心から、また彼女とその子どもを公的扶助名簿に載せないようにする為に、彼女が自分自身の財産を保持し、甲斐性なしの夫から離れることを促そうとした。いくつかの法案は、元々女性の権利の問題として議会外でフェミニストたちが進めてきたものであったが、貧困にあえぐ女性を救う法案と見なされたことで、ウェストミンスター議会の中で受け入れられた。

これら多様な利害の結合もあって議会は、フェミニストたちが追い求めた法案の多くを通過させるべきだと考えた。しかしながら、婚姻法に関する諸改革はどれも、フェミニストたちの提案の中心であった配偶者平等原則には至らなかった。議会の妥協が生じたのは、様々な利害や動機を持った人々に受け入れやすくなるように制定法の文言を練り上げざるを得なかつただけではない。それはまた、フェミニストたちが推進する平等主義モデルを

²⁸ Dorothy Stetson, *A Woman's Issue: The Politics of Family Law Reform in England* (Westport, Conn.: Greenwood Press, 1982), 58-59.

²⁹ Lee Holcombe, *Wives and Property: Reform of the Married Women's Property Law in Nineteenth-Century England* (Toronto: University of Toronto Press, 1983), 186-91.

²⁹ スザンヌ・レブソックとノーマ・バッシュはこの点、アメリカにおける既婚女性財産法の研究において指摘している。Suzanne Lebsack, *The Free Women of Petersburg: Status and Culture in a Southern Town* (New York: W. W. Norton, 1984), 54-86; and Norma Basch, *In the Eyes of the Law: Women, Marriage and Property in Nineteenth-Century New York* (Ithaca, N.Y.: Cornell University Press, 1982).

目指し、コモンローの中で保持されている家族の父権的モデルを放棄することに立法者たちが乗り気でないことも反映していた。フェミニストたちにははつきり分かっていたが、夫婦間の法の下の平等を作り出すことは、家族生活・政治生活両方の仕組みとあり方を根源から変える可能性を持っていた。議会はそのような革命を後押しすることに何の関心も持っていないかった。議会は実際、19世紀を通じて既婚女性の諸権利を著しく拡張はしたもの、フェミニストたちによって出された、夫婦間の権利義務を平等にしようという提案は繰り返し拒否した。このようにフェミニストたちの最も根本的な信条を議会は一貫して拒否したが、それは、男性たちはひとつの「性別階級」を構成しており、この階級は如何なる経済的階級にも劣らず権力と特権を失うまいとしている、というフェミニストたちのグループの非難を裏付けるものであった。【以上翻訳：吉永圭】

イデオロギーと活動

本書が考察の対象とする婚姻法改革運動は、半世紀以上にわたって展開されたものであり、その端緒となったのは、1830年代にキャロライン・ノートンが子どもの監護に関する法律を攻撃したことであった。[しかし] 1855年から1895年までの時期になると、そうした個別の取り組みに代わり、夫婦関係を規律する法律の変革を目指す一連の組織的な取り組みが、強力に展開された。本書が主として焦点を当てるのは、1820年代初頭から1830年代半ばまでの間に生を享けた世代のヴィクトリア期フェミニストの思想と活動である。彼女らは婚姻法改革運動を牽引し、その結果、イギリスのフェミニズムは組織化された政治運動となつたのである。これらの活動家が採り入れた「フェミニストとしての思想や組織」は、バーバラ・ティラーが述べているように、「それ以前数十年間の社会主義者のフェミニズムよりも狭く、かつ広い」という点に特徴があった。19世紀中葉のフェミニズムは、主として中流階級、特にその上層の運動である点において狭く、オーウェン流の社会主義と比べてはるかに多くの女性が関与している点において広かつた³⁰。また、そこで取り上げられた論点の範囲も広く、高等教育の女性への開放、医療従事者としての女性の受け入れ、伝染病予防法の道徳面での改善や廃止、女性への参政権の付与、そして婚姻法の改革が含まれていた。婚姻法の改革それ自体も、男女間の離婚原因を平等化すること、既婚女性財産法を制定すること、母親の監護権を拡大すること、暴力を受けた妻に別居を容認すること、そして、遺棄されたり虐待されたりした女性への扶養料支払い命令を発する権限を治安判事に付与することといった、さまざまな取り組みが含まれていた。

これほど広範な改革の実現ために奮闘していた人々は、当然のことながら、家庭生活

³⁰ Taylor, *Eve and the New Jerusalem*, 279.

に関しても公的生活に関しても、女性の適切な役割についてきわめて多様な見解を抱いていた。キャロライン・ノートンやイライザ・リン・リントンらは、女性を本的に男性より劣ったものとみなし、参政権要求のための世論喚起を忌み嫌ったが、夫が妻を保護するという「自然に基づく」義務を怠ったときは國家がそれを行う責務を負うとの根拠により、離婚、既婚女性の財産権、監護権に関する改革は支持した。これに対し、フランシス・パワー・コップやフランシス・ホーガンらは、参政権の獲得、女性のより一層の社会進出、そして婚姻法の改革を強力に支持したが、女性と男性とは本的に異なっており、女性の最も根本的な義務は母親としてのもの、家庭内のものであると信じていた。さらに、エリザベス・ウォルステンホーム・エルミーやアーシュラ・メラー・ブライトらは、法の下における男女の処遇の区別の全廃を唱えた。ウォルステンホーム・エルミーやブライトはきわめて平等主義的な考え方の持ち主だったが、男女が本的に異なった才能を有し異なった義務を負うのかという問い合わせに対しては、立場を明示しなかった。しかしながら、婚姻法改革のために努力した当事者はみな、コモンロー上のカヴァチャーの原則が、すべての女性（とりわけ、暴君的な夫と結婚した女性たち）に対して、子どもたちに対して、そして男性たちに対してすら、多大な害悪をもたらしており、伝統的な婚姻法がリベラルな正義の理念と両立不可能だと考える点では、一致していた。

これらの活動家の幾人かは、婚姻法改革運動を通じて推し進めていた対等なパートナーシップという目標を、自分自身の結婚生活のなかで実現しようと試みた。ハリエット・ティラーとジョン・スチュアート・ミルは、彼が婚姻によって自身に付与されることになる諸権利を放棄するまでは結婚しなかった。結婚前も結婚後も、二人の間には濃密な知的交流があったし、二人は共同で執筆もしていた。バーバラ・リー・スミスは、フランス人医師でアルジェに移住していたウジェーヌ・ボディションとの結婚後、毎年きまって、一定の期間をアルジェで夫とともに過ごしつつ、一定の期間はイギリスで一人で過ごし、女性の教育や権利に関する自らの活動に従事した。彼女はまた本格的な芸術家でもあり、夫はこれらすべての活動について彼女を激励した。エリザベス・ウォルステンホームとベン・エルミーは、婚姻法が不平等だと確信していたので結婚することを拒んでいたが、自分たちの非公認の結びつきが、まさに何よりも大切に思っている女性の大義に害を及ぼしているとアーシュラ・ブライトから説得されて、結婚に踏み切った。アーシュラ・メラーとジョン・ブライトの結婚生活について分かっていることはほとんどないが、二人の結婚生活のなかで、アーシュラには明らかに自らの政治活動に関する大幅な自由があつたし、ブライト夫妻は女性の権利に関する様々な問題で政治的に幅広く協働した。

フェミニストたちが伝統的な婚姻法に対する攻撃の一環として行った法改正の要求は多

数にのぼり、その目標を部分的に達成するのにさえ長い年月を要したことから、本書の行う婚姻法改革運動の分析を記述するには、個々の法律に即した形で諸問題を各章に割り当てていくのが、最も無難だと考えるに至った。各章では、婚姻法の特定の側面に関するフェミニストたちの思想の発展を論じ、伝統的な法律とフェミニストたちによる法改正の提案を解説し、それらの提案に対する議会の反応を分析している。章立ては大体のところ年代順になっている。ただし、様々な法案をめぐる活動が同じ時期になされることも多かつたため、年代が重複しているところもある。第1章は、1857年離婚法と、1856年の既婚女性財産法案を扱っている。第2章と第4章はそれぞれ、1870年既婚女性財産法と1882年既婚女性財産法が成立していく過程を跡づけている。第3章は、婚姻法改革に向けて活動していたフェミニストの多くが1870年代に関与した三つの争点——労働者保護の立法、売春の規制、嬰児殺の処罰——を分析している。第5章は、母親の監護権を拡大しようとする闘いを描いている。この闘いにより、1886年未成年者監護法が成立した。そして第6章は、1878年婚姻事件法と1895年略式裁判権(既婚女性)法によって女性たちの身体を夫の虐待や支配から解放しようとする努力について、検討している。【以上翻訳：石山文彦】

以下の章でなされる説明の重要な側面の一つは、いかなる場合にも、フェミニスト改革者たちの努力が実って議会で新しい法が通ったときでさえ、夫と妻が完全に法的に平等であると制定法の上で認めさせるという最も根源的な目標を、彼女らが実現することはなかったということである。参政権ばかりか家庭内の権威をも男性が独占している状態を終わらせようとしてすることに対する英國議会内の抵抗は、強く、根深いものであった。したがって、序列と男性支配に基づく結婚の観念と、配偶者間の平等と夫婦の友愛に基づく結婚観との衝突は、19世紀末になっても終わることはなかった。この衝突は、哲学や公共政策の議論において、今日においてもなお続いている闘いである。

以下の各章は、平等という理想を社会の中で実践していこうとする、長く受け継がれてきた人間の努力のうちの一つを詳しく語るものである。本書で検討する19世紀のフェミニストたちは、18世紀の民主主義革命家たち、19世紀の奴隸制廃止論者たち、そして20世紀のマルクス主義者や社会改革論者たちと同様に、従来を上回る正義の実現する時代の到来を告げる存在であると感じていた。ヴィクトリア期のフェミニストたちが正しい社会にとって必要不可欠と考えていた男女関係の変容は、彼女らの生きている間には達成されなかつたけれども、彼女らがなした法改革こそ家族と国家の双方におけるのジェンダー関係を再構築するための決定的に重要な必要条件だったのである。【以上翻訳：河野良

継】

ケイト・ミレットは、家父長制の起源を問題視し、性差に基づいた抑圧は政治的であると同時に文化的なものであると主張し、伝統的な家族を解体していくことが真の性の革命への鍵であると提唱した。